



サプライヤーサステナビリティガイドライン

2025 年 4 月 改訂

株式会社 IJTT

目次

1, はじめに	P1
2, 企業理念	P2
4, 購買基本方針	P3
5, サステナビリティ項目	P4,5
1) 安全・品質	P6
2) 人権・労働	P7
3) 環境	P8
4) コンプライアンス	P9
5) 情報開示	P10
6) リスクマネジメント	P10
7) 社会貢献	P10
6, お取引先様へのお願い	P11

1, はじめに

近年、企業が果たすべき社会的責任に対する機運と期待が世界的に高まっております。当社では普遍的経営方針に「ESG/SDGsを意識した経営」を掲げ、サステナビリティへの取組みを推進しております。

この度、サプライヤーサステナビリティガイドラインを改訂しました。お取引先の皆様のご協力のもと、一体になって活動してまいりたいと考えております。お取引先の皆様におかれましては、趣旨をご理解の上、サステナブル調達活動へのご協力をよろしくお願い致します。

執行役員
購買部門統括

小林 博之

2, 企業理念

100年後の地球はどうなっているのか？
ものづくりがなくなったら、世界はどうなってしまうのか？

すべての生命が宿る美しい地球、
そこで長い時間をかけて育まれてきた素晴らしい文化、
これらを未来に引き継いでいかなければならない
そのために、地球を想い、私たちの“しごと”に邁進していこう

我々の技術は未来への足掛かりを作ってきた
これからも革新を続け、社会に貢献したい
ものづくりを支えるスペシャリストとして挑戦しつづけた先にある
豊かな未来を次世代に引き継ぐことが私たちの存在意義

そして、美しい地球と世界中の人々の笑顔が、
私たちへの「ありがとう」となることを感じよう

企業理念



3、購買基本方針

購買基本方針のもと、お取引先とのパートナーシップを大切にしながら購買活動を行って参ります。

1) 法令・社会規範の遵守

私たちは購買活動において、法令遵守を徹底するとともに、相互の機密情報取り扱いに十分注意を払います。また、環境保全や資源保護など社会の持続的発展に貢献します。

2) 公平・公正な取引

私たちは国内外、企業規模、取引実績を問わず、公平公正な競争の機会をすべてのお取引先に提供します。また、お取引先の選定は、品質、納期、価格、および、技術力、提案力、経営健全性などを勘案し、総合的に判断致します。

3) お取引先との共存共栄

私たちはお取引先とイコールパートナーとして、良好なコミュニケーションを基盤に信頼関係を構築し、相互の企業価値向上に努めます。

4、サプライヤーサステナビリティ項目

当社は、企業理念「循環型の価値で世界を満たす」のもと、革新的な技術で作られる最高の品質の製品をお客様にご提供し、世界中の社会で、人々が安全に安心して暮らしていける生活の実現に貢献する企業を目指しています。そのため、企業の成長を維持し、社会の持続的な発展に寄与していきたいと考えております。

1) 安全・品質

- ①お客様（顧客・消費者）ニーズに応える製品・サービスの提供
- ②製品・サービスに関する適切な情報の提供
- ③製品・サービスの安全確保
- ④製品・サービスの品質確保

2) 人権・労働

- ①差別撤廃
- ②人権尊重
- ③児童労働の禁止
- ④強制労働の禁止
- ⑤賃金
- ⑥労働時間
- ⑦従業員との対話・協議
- ⑧安全・健康な労働環境
- ⑨人材育成
- ⑩紛争鉱物等への対応

3) 環境

- ①環境マネジメント
- ②温室効果ガスの排出削減
- ③大気・水・土壌等の環境汚染防止
- ④省資源・廃棄物削減
- ⑤化学物質管理

4) コンプライアンス

- ①法令の遵守
- ②競争法の遵守
- ③腐敗防止
- ④機密情報の管理・保護
- ⑤輸出入取引管理
- ⑥知的財産の保護

5) 情報開示

- ①ステークホルダーへの情報開示

6) リスクマネジメント

- ①リスク管理の仕組み
- ②事業継続計画の策定

7) 社会貢献

- ①地域への貢献

1) 安全・品質

①お客様（顧客・消費者）ニーズに応える製品・サービスの提供

お客様のニーズを把握して、社会的に有用な製品・サービスを開発・提供する。

②製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報をお客様に提供する。

③製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

④製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2) 人権・労働

①差別撤廃

あらゆる雇用の場面において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

②人権尊重

人権・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

③児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

④強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

⑤賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

⑥労働時間

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

⑦従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と誠実に対話・協議する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

⑧安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

⑨人材育成

人材育成を通じて、従業員のキャリア形成と能力開発を支援する。

⑩紛争鉱物等による対応

社会問題の原因となる紛争鉱物等を原材料に使用しないことを目指す。

また、関与の事実が判明した場合は、回避のための適切な対応に努める。

※紛争鉱物：コンゴ民主共和国とその周辺国から産出される鉱物で、武装勢力の資金源となっている鉱物（タンタル、錫、タングステン、金）

3) 環境

①環境マネジメント

幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

②温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

③大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気・水・土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

④省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

⑤化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全管理を行う。

製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

4) コンプライアンス

①法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。コンプライアンス徹底のための、全社的な方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

②競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限、不公平な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

③腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と健全かつ正常な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

④機密情報の管理・保護

お客様・第三者・自社従業員の個人情報、及びお客様・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳密に管理し適切な範囲で利用し、保護する。
また、サイバーリスクに対する適切な防御策を講じ、自社及び関係者に被害が生じないように努める。

⑤輸出入取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出入に関して、適切な輸出入手続き・管理を行う。

⑥知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

5) 情報開示

①ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼の維持・発展に努める。

6) リスクマネジメント

①リスク管理の仕組み

企業の事業行動に関するリスクを分析し、全社的な管理の仕組みを構築・運用する。

②事業継続計画の策定

災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画(BCP)を策定する。

7) 社会貢献

①地域への貢献

事業所の所存する地域社会での活動など、より良い未来の社会づくりに向けて活動を継続する。

6, お取引先様へのお願い

本ガイドラインは、一般社団法人 日本自動車部品工業会が策定した「CSR ガイドブック」を基に、弊社の CSR に対する考え方を反映し内容をまとめています。本ガイドラインの内容、趣旨をご理解いただき、サプライチェーン全体でのサステナビリティへの取り組みと展開をお願いいたします。

1) 法令遵守

本ガイドラインの記載事項の遵守をお願いいたします。

2) 体制構築

本ガイドライン推進のため、社内体制を構築して継続的に運用・改善を行うことをお願いいたします。

3) サプライチェーンの周知徹底

お取引先の皆様の調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底と推進をお願いいたします。

4) ガイドラインの同意確認

お取引先の皆様が、本ガイドラインの理解と内容に同意したことの確認として「サプライヤー同意書」の提出をお願いする場合があります。

5) 法令遵守状況の確認

お取引先の皆様に本ガイドラインを遵守いただいていることを確認させていただくため、必要に応じて関連するデータ及び書類の提出、現地調査をお願いする場合があります。

6) 法令違反発生時の措置

お取引先の皆様の事業活動において違反が発生した場合、弊社への即時報告、原因調査とその結果の報告、さらに再発防止対策の提出をお願いいたします。適切な対策が行われない場合は、新規見積依頼書の発行を一時的に停止するなど、措置を取らせていただく場合があります。

サプライヤー同意確認書

本ガイドラインを受け取られたすべてのお取引先の皆様に、代表者による「サプライヤー同意確認書」へのご署名とご提出をお願いしております。

本確認書へのご署名をもちまして、弊社に納入いただく全ての部品、材料およびサービスに関し、お取引先様が全ての項目と条件を了承し、本ガイドラインに合意されていることの確認とさせていただきます。

貴社名：

取引先コード：

担当者の所属部署・役職名：

責任者の氏名：

担当者の Email アドレス

日付：

署名（直筆もしくは記名+責任者印）：

本書面は、購買担当者まで Email でご提出をお願いいたします。



発 行	株式会社 I J T T
発行年月	初版 2023 年 3 月
	第二版 2024 年 9 月
	第三版 2025 年 4 月